

地方財政の充実・強化に関する要望意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、国は骨太方針2021において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国においては、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すとともに、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費も含めて十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め十分な社会保障経費の拡充を図り、また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣